

★三共ニュース★

第 259 号

【皆様へ感謝】

(株)三共テクニカおかげさまで創業 62 年！(株)三共ハウステックおかげさまで創業 32 年！
豊中市、三田市を中心に地元密着を大切に末永くお付き合いさせていただきたいと考えておりますので引き続き何卒よろしくお願ひ申し上げます。

大規模 改修工事



【マンション寺新】

三共ニュース 257 号で紹介した豊中市に所在する RC 造 3 階建賃貸マンションの大規模改修工事が約 2 ヶ月の工期を経て完了しました。割れたタイルを剥がし張り替え、全面塗装を行ったので、とても綺麗な外観に仕上がりました。LED 照明器具の設置はマンションを長く維持する上で経費節減に大きな利益をもたらします！



新年明けまして おめでとうございます

昨年、一級建築士試験に無事合格しました。一級建築士事務所として資格を活かし、業務で皆様の為に、より一層尽力いたしますので、引き続き何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社三共テクニカ
代表取締役社長 大林 玉樹



火災警報器の設置責任は？

【質問】借主の部屋に火災警報器を設置する必要が生じたが、借主がどうしても協力してくれない。この場合、火災警報器を設置しないことに関し、貸主や管理業者が責任を負うことになるか。また、貸主が火災警報器の設置を怠っている場合、貸主や管理業者は責任を負うか。

【回答】貸主や管理業者として何度も借主に火災警報器設置の協力を求めたが、借主が一向に協力してくれない場合であれば、貸主や管理業者としてすべきことは行っており、火災の場合等、火災警報器を設置しなかったことによる損害に対する責任は免れると考えられる。なお、火災警報器未設置に対する罰則はない。貸主が火災警報器の設置を怠っている場合には、貸主は火災警報器未設置による損害に対する責任を負うことになる。管理業者は貸主に対し火災警報器設置の必要性を説明し促せば(設置は貸主の意向)、責任を免れると考えられる。いずれの場合も万一の事態に備え、相手方との協議について記録を残しておくべきである。

管理の豆知識

【管理物件求む！売買物件、リフォームもお任せください！】※ご相談・お見積り無料

日常清掃・巡回・空室管理・設備点検、家賃管理等、オーナー様ご自身で全てこなすのは大変ではありませんか？
弊社では各分野の専門業者に業務を委託。プロの力でお持ちの物件を全力でサポートいたします。